

浜環政第25号
令和4年4月27日

国土交通省中部地方整備局
中部地方整備局長 堀田 治 様

浜松市長 鈴木 康友



「一般国道474号 三遠南信自動車道(水窪～佐久間)に係る
環境影響評価事後調査計画書」に関する意見について

令和4年3月30日付で提出された標記計画書に対し、浜松市環境影響評価条例第38条第1項に基づき環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10

電話：053-453-6146 FAX：050-3606-4345

e-mail：kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

一般国道 474 号 三遠南信自動車道(水窪～佐久間)



環境影響評価 事後調査計画書に関する市長意見

I 全般的事項

- 1 事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、専門家の指導及び助言を受けた上で、必要に応じて追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 2 対象事業に係る工事着手後に追加の環境保全措置又は事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で速やかに対応すること。
- 3 事後調査の結果については、追加の環境保全措置及び事後調査の内容も含めて、事後調査報告書により公表すること。
- 4 工事、施設の稼働及び維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。